

公益社団法人鳥取県獣医師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県獣医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、獣医師道の高揚、獣医事の向上、獣医学術及び技術の振興・普及及び獣医師人材の育成を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、動物愛護精神の涵養、安全安心な畜産食品の生産振興、人の公衆衛生の向上及び社会福祉の増進並びに自然環境の保全に寄与するとともに地域社会に貢献することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 獣医師道の高揚及び獣医事の向上に関する事業
- (2) 獣医学術及び技術の振興・普及及び調査研究に関する事業
- (3) 飼育動物の保健衛生の向上及びその知識の普及に関する事業
- (4) 動物愛護精神の涵養及びその知識の普及啓発・傷病鳥獣の救護に関する事業
- (5) 家畜衛生・畜産振興に関する事業
- (6) 人の公衆衛生の向上及び社会福祉の増進に関する事業
- (7) 獣医師の教養及び技能の向上に関する事業
- (8) その他前条の公益目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、鳥取県の区域において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 会員の互助及び福利厚生に関する事業
- (2) 会員の褒賞及び慶弔に関する事業
- (3) その他前各号に定める事業に関連する事業

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第7条 この法人は、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第8条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、鳥取県内に居住し又は就業する獣医師
- (2) 特別会員 この法人に功績のあった者又は学識経験者で、理事会において承認されたもの。
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会を希望する個人又は団体で理事会において承認された者

(入 会)

第9条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

2 入会は、理事会が別に定めるところにより、その可否を決定し、会長は、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定めるところによる入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 特別会員及び賛助会員は、社員総会において定めるところによる会費（以下「特別会費等」という）を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 2年分以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第12条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等、特別会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費等の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、社員総会においては、第18条第3項の招集書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第17条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招 集)

第18条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

3 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第19条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第21条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面表決等)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び社員総会に出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印するものとする。

第4章 役員及び理事会

第1節 役 員

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

理事 10名以上16名以内

監事 2名以上4名以内

2 理事のうち、1名を一般社団・財団法人法上の代表理事とし、外に2名以内を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、第2項で選任された業務執行理事より副会長1名、専務理事1名を選任することができる。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員が辞任又は任期満了で退任することにより、第24条第1項で定めた役員の定数が欠けた場合には、当該役員は、辞任又は任期満了により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により、別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

(顧問)

第31条 この法人に、顧問を若干名、置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の活動の発展向上のために有益な助言及び活動をなし得る者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 4 第29条第1項の規定は、顧問に準用する。

(顧問の職務)

第32条 顧問は、この法人の運営に関して、会長の諮問に応ずる。

第2節 理事会

(設置)

第33条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

4 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に、加わることはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第5章 財産及び会計

(財産の種別)

第41条 この法人の財産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理・運用)

第42条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時社員総会の終結直後に、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第45条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受を行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、第51条の規定を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第48条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業に全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第52条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 支部

(設置等)

第53条 この法人の円滑な会務の運営を図るために必要があるときは、理事会の決議により、支部を設置する。

2 支部の設置、運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、電子公告によることができない場合は、官報による。

第11章 補 則

(委 任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の会長は福田豊、副会長は前田茂樹、専務理事は田村儀一とする。

附 則

- 1 定款第26条第3項、第4項及び第39条第3項の変更については、平成28年3月27日より施行する。
- 2 定款第17条第2項及び第43条第1項の変更については、令和2年3月29日より施行する。
- 3 定款第39条第3項の変更については、令和3年6月6日より施行する。
- 4 定款第24条及び第31条第2項の変更については、令和7年6月15日より施行する。